

## 大分県リサイクル製品利用推進要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、リサイクル製品で廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認めるものを大分県リサイクル認定製品（以下「認定製品」という。）として認定し、認定製品の利用促進を図ることにより、廃棄物の有効活用及びリサイクル産業の育成を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 リサイクル製品とは、廃棄物等を原材料として使用し、製造加工された製品をいう。

2 前項に規定する廃棄物等とは、次に掲げるもののうち、循環的利用が可能なもの及びその可能性があるものをいう。

(1) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）

(2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（（1）に掲げる物並びに放射性物質及びこれらによって汚染された物を除く。）

(3) 認定製品（セメント類を除く。）

### (認定等)

第3条 認定製品の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事に対して第1号様式により認定の申請をするものとする。

2 申請者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

一 製品の製造業者であること。

二 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

3 知事は、前項の規定による申請を受理したときは、大分県リサイクル認定製品認定審査委員会の意見を聴き、第5条の規定に適合するときは認定するものとする。

4 知事は、前項の規定による認定をしたときは、申請者に第2号様式による認定証を交付するとともに公表するものとする。

### (審査委員会)

第4条 知事は、大分県リサイクル認定製品認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会は次の事項を所掌する。

一 認定製品の審査に関すること。

二 認定製品の利用推進に関すること。

- 2 委員は、産業経済界代表、消費者代表及び学識経験者の中から知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審査委員会に、委員長及び副委員長を置き、審査委員会の委員の互選によって選出する。
- 5 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 審査委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
- 8 審査委員会は、必要に応じて、学識経験者及び委員以外の関係者から意見を求めることができる。

(認定対象製品)

第5条 第3条の認定の対象となる製品は、別表1に定める品目であって、現在県内で販売されているもの又は申請から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実なものであるとともに、次の各号に掲げる要件に適合しているものとする。

- 一 県内で製造されるリサイクル製品で、原則として県内で発生する廃棄物等を使用したものであること。
- 二 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場において製造されていること。
- 三 廃棄物の減量、再生利用の推進に効果を有すると認められるものであること。
- 四 別表2に定める大分県リサイクル認定製品認定基準（以下、「認定基準」という。）に適合していること。

(認定期間)

第6条 認定製品の認定期間は、認定した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定期間満了後も引き続き認定を受けようとする場合は、認定期間の満了する年度の別に定める募集期間内に、第1号様式により更新申請するものとする。

(変更の届出)

第7条 認定製品の申請事項に変更があったときは、認定事業者は、30日以内に第3号様式により知事にその旨を届け出なければならない。

(認定の取消し及び取下げ)

第8条 知事は、次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- 一 認定事業者が第3条第2項各号に規定する要件に該当する者でなくなったとき。
- 二 認定製品が第5条の規定に適合しなくなったとき。
- 三 認定事業者が前条の規定による届出をしなかったとき。
- 四 認定事業者が第13条第1項の規定による報告を行わなかったとき。
- 五 認定事業者が第13条第2項の規定による立入検査を拒んだとき。

- 2 前項の認定の取消しにより損失が生じた場合は、認定を受けていた者がその責めを負うものとする。
- 3 認定事業者は、認定製品の製造を終了したとき、又は認定継続の意志を失ったときは、速やかに認定取下届出書（第4号様式）により知事に届け出なければならない。

（認定製品の優先使用）

第9条 県は、その事務を処理し、又は事業を実施するに当たっては、必要とする品質において他の製品と同等と認められる認定製品があるときは、当該認定製品を優先的に使用するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村に対し、認定製品を優先的に使用するよう要請するものとし、市町村は認定製品を優先的に使用するよう努めるものとする。
- 3 前2項の規定の運用にあたっては、県外で生産されたリサイクル製品の使用を排除するものではない。

（県民への周知）

第10条 県は、認定製品の使用が促進されるよう、県民及び事業者に対し、その周知に努めるものとする。

（リサイクル認定製品の表示）

第11条 リサイクル製品の製造及び販売の関係者は、この要綱に定める認定製品と誤認されるおそれのある表示を行ってはならない。

（認定事業者の責務）

第12条 認定事業者は、認定製品について認定基準への適合状況を確認するための検査を1年に1回以上行い、その結果を速やかに知事に報告するものとする。

（報告及び立入検査）

第13条 知事は、必要に応じて、認定製品の認定基準への適合状況等に関して、認定事業者又は原材料を排出する者若しくは納入する者から報告を求めることができるものとする。

- 2 知事は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第20条の規定による環境衛生指導員に認定事業者の事業場又は原材料を排出する者の事業場若しくは納入する者の事業場に立ち入り、認定製品に係る帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（所掌）

第14条 この要綱に関する事務は、生活環境部循環社会推進課において所掌する。

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月11日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成16年8月6日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成19年8月2日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成20年12月8日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成21年6月9日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成22年3月4日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年12月1日から施行する。

別表1 大分県リサイクル認定製品認定対象品目

品 目	具 体 例	
1 大分県グリーン 購入推進方針に定 められた調達品目 のうちリサイクル 製品	(1)紙類	コピー用紙、印刷用紙、衛生用紙等
	(2)文具類	
	(3)オフィス家具等	いす、机等
	(4)制服・作業服	
	(5)インテリア・寝装寝具	カーテン、カーペット等
	(6)作業手袋	
	(7)その他繊維製品	ブルーシート等
2 廃プラスチック再生品	擬木、プランター、車止め、パレット 等	
3 廃木材等を使用した木製品	くい、標識・看板、フェンス、プラン ターボックス、隔壁パネル 等	
4 再生材料を使用したタイル・ブロック・レン ガ	陶磁器質タイル、コンクリートブロッ ク、インターロッキングブロック、普 通レンガ 等	
5 再生舗装材	再生路盤材、再生加熱アスファルト混 合物等	
6 緑化基盤材		
7 肥料		
8 その他、上記以外のもの	原則としてエコマーク認定制度の認 定対象製品とする。	

別表2 大分県リサイクル認定製品認定基準

区 分	認 定 基 準 等
安全性への配慮事項	<p>次の基準を満たしたもの</p> <p>ア 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料として使用していないこと。※下記参照</p> <p>イ 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に定める溶出量基準に適合していること。</p> <p>ただし、以下に定める品目ごとの運用基準に基づき、上記基準項目のうち一部若しくは全部の省略及び他の検査項目を適用することができる。</p> <p>なお、当該製品が現に（財）日本環境協会が定めるエコマークの認定を受け、該当するエコマーク商品類型の「環境に関する基準」に適合している場合は、これに代えることができる。</p>
規格等	<p>次のいずれかの規格に適合していること、又はこれに準じていること。</p> <p>ア エコマーク認定基準</p> <p>イ 日本産業規格（JIS）</p> <p>ウ 大分県グリーン購入推進方針で定める品目ごとの判断基準</p> <p>エ 大分県土木工事共通仕様書</p> <p>オ ア～エに該当する規格がない場合は、関連する業界等が定めた規格</p>
その他	<p>品目ごとに以下に定める率の廃棄物等を原材料として使用していること。</p>

\* 特別管理産業廃棄物

- ・廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類）
- ・廃酸（pHが2.0以下の廃酸）
- ・廃アルカリ（pHが12.5以上の廃アルカリ）
- ・血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む産業廃棄物（感染性産業廃棄物）
- ・有害汚泥、PCBを含む廃油、PCBに汚染された廃プラスチック類、廃石綿等（特定有害産業廃棄物）等

\* 特別管理一般廃棄物

- ・PCBを使用した廃エアコン、テレビ、電子レンジなどの部品
- ・血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む一般廃棄物（感染性一般廃棄物）等

品目ごとの運用基準及び廃棄物等使用率

1 大分県グリーン購入推進方針に定められた調達品目のうちリサイクル製品

区 分	運 用 基 準 等
安全性への配慮事項	<p>グリーン購入推進方針に定める品目ごとの「判断の基準」に適合又は準じていること。</p>
廃棄物等使用率	<p>グリーン購入推進方針に定める品目ごとの「判断の基準」に適合又は準じていること。</p>

## 2 廃プラスチック再生品

区分	運用基準等
安全性への配慮事項	<p>製品が、土壤環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。</p> <p>ただし、これら以外の物質の溶出が懸念される場合には、溶出が懸念される物質の基準に適合していること。</p> <p>食品の容器、包装にあつては、食品衛生法の容器包装の規格基準に合致すること。</p> <p>なお、食品、化粧品等の容器、包装及び繊維製品にあつては、土壤環境基準は適用除外とする。</p>
廃棄物等使用率	<p>食品・化粧品等の容器、包装資材用フィルムにあつては、プラスチック再生樹脂を40%以上使用していること。</p> <p>繊維製品、園芸用品にあつては、プラスチック再生樹脂を50%以上使用していること。</p> <p>建築資材にあつては、プラスチック再生樹脂を70%以上使用していること。</p>

## 3 廃木材等を使用した木製品

区分	運用基準等
安全性への配慮事項	<p>製品が、土壤環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。</p> <p>ただし、これら以外の物質の溶出が懸念される場合には、溶出が懸念される物質の基準に適合していること。</p> <p>建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材及び木質材料を原料として使用する製品にあつては、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用すること。なお、防腐、防虫、防かび等の木材保存剤を使用する場合は、(社)日本木材保存協会の認定を受けたものを使用すること。</p>
廃棄物等使用率	<p>製品に占める木質部の割合が70%以上であり、木質部分の原料は廃木材、建設発生木材または低位利用木材の配合率が100%であること。</p>

#### 4 再生材料を使用したタイル・ブロック・レンガ

区分	運用基準等
安全性への配慮事項	<p>製品又は原料の廃棄物等が、土壤環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。</p> <p>ただし、これら以外の物質の溶出が懸念される場合には、溶出が懸念される物質の基準に適合していること。</p>
廃棄物等使用率	<p>がれき類、廃ゴム、廃プラスチック類、廃ガラス、陶磁器くず又はコンクリートくずを原料として使用する場合は、常温成形品にあつてはこれらを60%以上、焼成品にあつてはこれらを50%以上使用していること。</p> <p>汚泥、焼却灰又はスラグを原料として使用する場合は、これらを100%以上使用していること。認定製品の使用率については、製品の構造・成分等の特性を考慮し、個々に判断する。その際、使用率について合理的な理由を明確に示すこと。</p> <p>汚泥及び焼却灰は熔融スラグ化したものとし、スラグを原料として使用する場合は、JISに適合又は準ずるコンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ、フェロニッケルスラグ、銅スラグ、電気炉酸化スラグ、熔融スラグを素材とするもの。）を使用すること。</p> <p>コンクリート2次製品にあつては、コンクリート部に対して上記の配合割合を満たすこと。</p>

#### 5 再生舗装材

区分	運用基準等
安全性への配慮事項	<p>製品が、土壤環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。</p> <p>ただし、これら以外の物質の溶出が懸念される場合には、溶出が懸念される物質の基準に適合していること。</p>
廃棄物等使用率	<p>ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくず、がれき類及びスラグを使用する場合は、再生路盤材にあつてはこれらを100%、再生アスファルト混合物にあつてはこれらを50%以上使用していること。</p> <p>スラグを原料として使用する場合は、JISに適合又は準ずる道路用スラグ（鉄鋼スラグ、熔融スラグを素材とするもの。）を使用すること。</p>



## 6 緑化基盤材

区分	運用基準等
安全性への配慮事項	<p>製品が、土壤環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。</p> <p>ただし、これら以外の物質の溶出が懸念される場合には、溶出が懸念される物質の基準に適合していること。</p>
廃棄物等使用率	乾燥汚泥、樹皮等を70%以上使用していること。

## 7 肥料

区分	運用基準等
安全性への配慮事項	<p>製品が、土壤環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。</p> <p>ただし、これら以外の物質の溶出が懸念される場合には、溶出が懸念される物質の基準に適合していること。</p> <p>なお、当該製品が<u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>に基づく普通肥料の登録をしている場合は、この限りでない。</p>
廃棄物等使用率	乾燥汚泥、樹皮等を70%以上使用していること。

## 8 その他上記以外のもの

区分	運用基準等
安全性への配慮事項	原則として、(財)日本環境協会が定めるエコマーク商品類型(認定基準)の「環境に関する基準」に適合、又は準じていること。
規格等	原則として、エコマーク認定基準で定める「品質に関する基準」に適合、又は準じていること。
廃棄物等使用率	<p>原則として、エコマーク認定基準で定める使用率に適合、又は準じていること。</p> <p>ただし、1から6までの品目に類似するものである場合は、それぞれに定める廃棄物等使用率に準じること</p>

# 大分県リサイクル認定製品認定（更新）申請書

令和 年 月 日

大分県知事 殿

申請者  
住 所

氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

TEL  
担当者職・氏名

大分県リサイクル製品利用推進要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、リサイクル認定製品の認定（更新）を申請します。

品 目 名	
製 品 名	
販 売 価 格	
年間生産（販売）実績・予定量	(実 績) (予定量)
製品のサイズ・重量	
製 造 所 名 称	
製 造 所 所 在 地	

製品の 原材料	廃棄物等の名称・ 発生場所・使用率 又は配合率・県内 調達率	名 称 発生場所 使用率・配合率 県内調達率
	その他参考事項	
主 な 仕 様		
製品として適合、若しくは 準拠している規格、基準 (エコマーク、J I S を取得 している場合はその番号、そ の他規格の場合はその名称)	<p>ア：エコマーク認定基準 イ：日本産業規格（J I S） ウ：大分県グリーン購入推進方針で定める品目ごとの判断 基準 エ：大分県土木工事共通仕様書 オ：ア～エに該当する規格がない場合は、その他関連する 業界等が定めた規格</p> <p>（ ）に適合 エコマーク（類型番号                                  認定番号                                  ） J I S 規格（規格番号    ） その他規格（    ）</p> <p>（ ）に準拠 その他規格（    ）</p>	
製 造 ・ 販 売 に 当たって関連する法令 の適合状況	関連法令の名称（    ） 適合状況等	
製品の品質・安全性へ の配慮事項		
製造に当たっての環境 保全上の配慮・効果		
添 付 書 類 等	<p>1 当該商品見本 2 当該製品製造フロー図 3 認定基準に適合していることを証する書類 4 会社案内・パンフレット等 5 法人にあつては登記簿謄本 6 大分県リサイクル製品利用推進要綱第3条第2項 第2号に該当する者であることの誓約書</p>	

認定番号 第 号

## 大分県リサイクル認定製品認定証

住 所

氏 名

大分県リサイクル製品利用推進要綱第3条第3項の規定により、  
認定を受けた製品であることを証する

大分県知事

認 定 年 月 日	
認 定 の 有 効 期 限	
製 造 所 の 名 称	
製 造 所 所 在 地	
品 目 名	
認 定 製 品 名	
原材料となる廃棄物等の名称	
認 定 条 件	

## 大分県リサイクル認定製品変更届出書

令和 年 月 日

大分県知事

殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

大分県リサイクル製品利用推進要綱第7条の規定により、次のとおり認定製品について変更があつたので、届け出ます。

認定製品名		
認定番号		
変更事項		
	変 更 前	変 更 後

(注) 仕様、規格等に変更があつた場合は、変更後の詳細な資料を添付すること。

## 大分県リサイクル認定製品認定取下届出書

令和 年 月 日

大分県知事 殿

届出者  
住 所

氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
※記名押印又は署名によること。

大分県リサイクル製品利用推進要綱第8条の規定により、認定を取下げたいので下記のとおり届け出ます。

1 製 品 名	
2 認 定 番 号	
3 取 下 げ 理 由	